

V 調査票

栃木県政世論調査

平成25年5月

[暮らしの変化について]

問1 あなたの暮らしは、この5～6年の間にどう変わりましたか。次の中から1つ選んでください。

1 かなり良くなった	4 少し悪くなった
2 少し良くなった	5 かなり悪くなった
3 変わらない	6 わからない

(問1で選択肢「4」、「5」を選んだ方のみお答えください)

→ 問1-1 悪くなったのは、主にどのようなことからですか。もっとも大きな要因を1つ選んでください。

1 物価が上昇したため	4 その他
2 不景気（倒産、経営不振、解雇など）のため	()
3 家庭内の事情で出費が増えたため	5 わからない

問2 あなたは、今の暮らしについてどの程度満足していますか。次の中から1つ選んでください。

1 満足している	4 やや不満がある
2 まあ満足している	5 不満がある
3 どちらともいえない	6 わからない

問3 あなたの暮らしは、これから先どうなっていくと思いますか。次の中から1つ選んでください。

1 良くなっていく	3 悪くなっていく
2 変わらない	4 わからない

問4 あなたは、今後の暮らしの中で、どのような点に力を入れていきたいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1 仕事（家事、学業）	9 家族との団らん
2 知識や教養	10 近所との付き合い
3 貯蓄	11 友人や知人との付き合い
4 趣味やスポーツ	12 子育てや子どもの教育
5 ボランティア活動	13 健康づくり
6 衣・食生活の充実	14 その他
7 住生活の改善、充実	()
8 環境にやさしいライフスタイル	15 わからない

【県政への要望について】

問5 県では、皆様のご理解とご協力を得ながら“「安心」「成長」「環境」をともにつくる 元気度日本一 栃木県”をめざしていろいろな仕事をしています。あなたが、県政に対して、特に力を入れてほしいことは何ですか。次の中からいくつでも選んでください。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1 学校教育の充実 | 20 雇用の安定と勤労者の福祉 |
| 2 青少年の健全育成 | 21 住宅・宅地対策 |
| 3 家庭教育の充実 | 22 資源エネルギー対策 |
| 4 社会教育の充実 | 23 下水道の整備 |
| 5 文化の振興 | 24 公園・緑地・河川の整備 |
| 6 スポーツ・レクリエーション施策の充実 | 25 公共交通ネットワークの整備 |
| 7 NPO・ボランティア活動の促進 | 26 道路の整備 |
| 8 広聴・広報の充実 | 27 地域情報化の推進 |
| 9 国際化の推進 | 28 防災対策の推進 |
| 10 子育て・少子化対策の充実 | 29 防犯対策 |
| 11 高齢者福祉対策 | 30 交通安全対策 |
| 12 心身障害者対策 | 31 消費生活の安定 |
| 13 医療対策 | 32 自然保護・環境保全対策 |
| 14 保健対策 | 33 循環型社会の推進(リサイクル・廃棄物対策) |
| 15 男女共同参画の推進 | 34 行財政改革 |
| 16 農林業の振興 | 35 “とちぎ”ブランド力の強化 |
| 17 食料の安定供給の確保・食の安全確保 | 36 その他 |
| 18 商工業の振興 | () |
| 19 観光の振興 | 37 わからない |

【社会貢献活動について】

問6 あなたは、社会貢献活動(※)に参加したことがありますか。また、今後参加したいと思えますか。次の中から1つ選んでください。

※ 社会貢献活動とは、例えば、募金、寄附、プルタブ、エコキャップなどの物品収集や公園清掃などの活動、ボランティアやNPO(特定非営利活動団体)活動、コミュニティ活動、自治会、育成会等の地域活動などをいいます。

- | |
|----------------------------------|
| 1 現在参加している |
| 2 現在は参加していないが、過去に参加したことがある |
| 3 今まで参加したことはないが、今後参加したい |
| 4 今まで参加したことはないが、今後は参加するかどうかわからない |
| 5 今まで参加したことはなく、今後も参加するつもりはない |

〔芸術・文化活動について〕

問7 あなたが日ごろ行っている芸術・文化活動は、どのようなものですか。次の中からいくつでも選んでください。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 音楽、演劇、舞踊、映画、絵画、陶芸、書道、写真、文芸などの芸術活動 |
| 2 生け花、茶道、和洋裁、盆栽、園芸、囲碁、将棋などの文化活動 |
| 3 地域の伝統芸能の保存・継承 |
| 4 文化遺産の保護・活用に関する活動 |
| 5 その他 () |
| 6 何も行っていない |

〔スポーツ活動について〕

問8 あなたは、この1年間にスポーツ(※)を行いましたか。次の中から1つ選んでください。

※ スポーツとは、ウォーキング、散歩、ダンス、ボウリング、ハイキング・キャンプなどのアウトドアスポーツ、軽い体操、レクリエーションスポーツを含みます。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 週に3日以上行った | 4 3か月に1・2日行った |
| 2 週に1・2日行った | 5 年に1～3日行った |
| 3 月に1～3日行った | 6 行わなかった |

〔住んでいる地域について〕

問9 あなたは、住んでいる地域にこれからも住み続けたいと思いますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 そう思う | 4 そう思わない |
| 2 ややそう思う | 5 どちらとも言えない |
| 3 あまりそう思わない | |

〔とちぎの元気な森づくり県民税について〕

問10 あなたは、平成20年4月から本県で導入している「とちぎの元気な森づくり県民税」いわゆる森林環境税を知っていますか。次の中から1つ選んでください。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 名称も税額も知っており、かつ税額の使い道も知っている |
| 2 名称も税額も知っており、かつ税額の使い道についてある程度知っている |
| 3 名称と税額のみ知っている |
| 4 名称は知っているが、税額は知らない |
| 5 名称も税額も知らない |

[青少年の健全育成について]

【家庭の日】

家庭は、青少年が基本的な生活習慣や規範意識の基礎を身につけ、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場であることから、家族のふれあいづくりのきっかけとするために、県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

【とちぎの子ども育成憲章】

心豊かでたくましい青少年を育てていくために、大人の自覚と行動をより一層促し、子どもを健全に育てていく基本理念や大人の行動指針として、県は、平成22年2月に「とちぎの子ども育成憲章」を制定しました。

○とちぎの子ども育成憲章

- 一、子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にします
- 一、子どもたちとのかかわりを深め 思いやりの心をはぐくみます
- 一、子どもたちとともに学び 喜び 励ましあい 社会の一員としての自覚を育てます
- 一、一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します
- 一、とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り 子どもたちに引き継ぎます

問11 あなたは、「家庭の日」（毎月第3日曜日）及び「とちぎの子ども育成憲章」を知っていますか。次の中から1つ選んでください。

- | |
|------------------------|
| 1 どちらも知っている |
| 2 「家庭の日」だけ知っている |
| 3 「とちぎの子ども育成憲章」だけ知っている |
| 4 どちらも知らない |

問12 「家庭の日」及び「とちぎの子ども育成憲章」の理念を踏まえ、心豊かでたくましい青少年を育成するためには、特にどこに働きかけることが必要だと思いますか。次の中から必要だと思われるものを2つまで選んでください。

- | | |
|------|----------------|
| 1 家庭 | 4 自治会をはじめとした地域 |
| 2 学校 | 5 その他 |
| 3 職場 | () |

問13 「家庭の日」及び「とちぎの子ども育成憲章」の理念を踏まえ、心豊かでたくましい青少年を育成するためには、県はどのような取組をすることが必要だと思いますか。次の中から特に必要だと思われるものを2つまで選んでください。

- | | |
|------------------|------------|
| 1 家族参加型のイベント等の実施 | 4 学校への働きかけ |
| 2 テレビや広報紙等を使った広報 | 5 地域への働きかけ |
| 3 企業（職場）等への働きかけ | 6 その他 () |

問14 あなたは、「青少年インターネット環境整備法」（平成21年4月施行）で携帯電話の使用者が青少年（18歳未満）の場合、携帯電話インターネット接続役務提供事業者（携帯電話事業者）は、原則フィルタリングサービス（※）を提供しなければならないことを知っていますか。次の中から1つ選んでください。

※ フィルタリングサービスとは、有害情報などが含まれる特定のサイトへのアクセスを制限するサービスのことです。

- 1 知っている
- 2 知らないが、フィルタリングサービスについては知っている
- 3 知らないし、フィルタリングサービスについても知らない

問15 あなたは、「栃木県青少年健全育成条例の一部改正」（平成24年10月施行）で、保護者は、フィルタリングを解除したい場合、理由書を提出しなければならないことを知っていますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 知っている
- 2 知らない

問16 あなたは、青少年が携帯電話を介したトラブルに巻き込まれないようにするため、特にどのような取組が必要であると思いますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 フィルタリング利用促進に関する取組 | 4 法律や条例の改正による厳しい規制 |
| 2 保護者や青少年に対する啓発 | 5 青少年に携帯電話を持たせない運動の推進 |
| 3 携帯電話販売事業者等による販売時の説明の徹底 | 6 その他
() |

【家庭における節電・省エネの取組について】

問17 あなたの家庭では、東日本大震災前と比較して、節電や省エネに取り組むようになりましたか。次の中から1つ選んでください。

- 1 大震災前から積極的に取り組んでいる
- 2 より積極的に取り組むようになった
- 3 少しは意識して取り組むようになった
- 4 意識はするようになったが、具体的には取り組んでいない
- 5 全く取り組んでいない
- 6 その他 ()

問18 あなたの家庭で取り組んでいる節電や省エネの取組について、次の中からいくつでも選んでください。

- 1 エアコンの設定温度を適切に調整するなど、家電製品の使い方を工夫している
- 2 使用していない照明をこまめに消すなど、無駄な電気を使わない工夫をしている
- 3 照明や電化製品を省エネタイプの機器に交換した
- 4 太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーを有効利用している
- 5 自家用車の利用を控え、徒歩、自転車や公共交通機関を利用している
- 6 自家用車を電気自動車やハイブリッド自動車などの低公害車に買い換えた
- 7 その他 ()

問19 あなたの家庭における今後の節電や省エネの取組について、どのようにお考えですか。次の中から1つ選んでください。

- 1 工夫をすればまだまだ節電・省エネできる
- 2 工夫をすれば、少しは節電・省エネできる
- 3 限界であり、工夫してもこれ以上は節電・省エネできない
- 4 節電や省エネの取組には興味がない
- 5 その他 ()

【健康づくりについて】

問20 あなたは、「健康寿命」(※)という言葉を知っていますか。次の中から1つ選んでください。

※ 「健康寿命」とは、寝たきりになったり、介護が必要になるなど、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。

- 1 知っている
- 2 聞いたことはあるが意味は知らない
- 3 聞いたこともなく、意味も知らない

問21 あなたが、健康づくりのために日常生活で意識して取り組んでいることは何ですか。次の中からいくつでも選んでください。

- 1 健康面に配慮した食事（減塩、適正なエネルギー摂取、野菜たっぷりなど）
- 2 運動（散歩、軽い体操等を含む）
- 3 たばこを吸わず、他人の煙も吸わない
- 4 定期的な検診受診
- 5 社会貢献活動（地域活動、ボランティアなど）
- 6 その他（)
- 7 何もしていない

問22 あなたは、「運動器症候群（ロコモティブシンドローム）」（※）という言葉を知っていますか。次の中から1つ選んでください。

※ 「運動器症候群（ロコモティブシンドローム）」とは、加齢に伴う筋力の低下や関節・脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて、要介護や寝たきりになってしまったり、そのリスクが高い状態のことをいいます。

- 1 知っている
- 2 聞いたことはあるが意味は知らない
- 3 聞いたこともなく、意味も知らない

問23 あなたは、主食・主菜・副菜（※）を3つそろえて食べることが1日2回以上ある日が、週に何日ありますか。次の中から1つ選んでください。

※「主食」：米、パン、めん類などの穀類で、主として糖質エネルギーの供給源となるもの
「主菜」：魚や肉、卵、大豆製品などを使った副食の中心となる料理で、主として良質たんぱく質や脂肪の供給源となるもの
「副菜」：野菜などを使った料理で、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などを補うもの

- | | |
|----------|----------|
| 1 ほとんど毎日 | 3 週に2～3日 |
| 2 週に4～5日 | 4 ほとんどない |

問24 あなたは、県の健康づくりに関する取組についてどのようなことを期待しますか。次の中から2つまで選んでください。

- 1 健康づくりに関する情報（生活習慣病等の情報を含む）の発信
- 2 県民総ぐるみによる健康づくり運動の展開
- 3 民間企業による健康づくり活動の促進・支援
- 4 NPOや地域自治会等による健康づくり活動の促進・支援
- 5 その他（)

【食の安全・安心について】

問25 あなたは、食品の安全性について、不安を感じていますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|------------|-------------|
| 1 大いに感じている | 3 あまり感じていない |
| 2 多少は感じている | 4 全く感じていない |

(問25で選択肢「1」、「2」を選んだ方のみお答えください)

→ 問25-1 あなたは、食品の安全性のどのような部分について不安を感じていますか。次の中から4つまで選んでください。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 残留農薬 | 10 重金属 (カドミウム・水銀など) |
| 2 食品添加物 | 11 食中毒 |
| 3 環境ホルモン | 12 いわゆる「健康食品」 |
| 4 遺伝子組換え食品 | 13 原産地 |
| 5 BSE (牛海綿状脳症) | 14 輸入食品 |
| 6 高病原性鳥インフルエンザ | 15 賞味期限・消費期限 |
| 7 体細胞クローン牛・豚 | 16 放射性物質 |
| 8 食物アレルギー | 17 その他 |
| 9 家畜の医薬品 | () |

問26 あなたが食品を購入するときに気を付けることは何ですか。次の中から3つまで選んでください。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1 鮮度 | 9 生産者・製造者 |
| 2 価格 | 10 販売店 |
| 3 味 | 11 栄養成分表示 |
| 4 量・大きさ | 12 栄養のバランス |
| 5 原材料表示 | 13 ○○牛、△△産コシヒカリなどのブランド |
| 6 食品添加物の表示 | 14 認証制度などのマーク (有機JASなど) |
| 7 賞味期限・消費期限などの日付け表示 | 15 その他 () |
| 8 原産地・原産国 | 16 特になし |

問27 あなたは、食の安全に関する正しい知識や情報を得られていると思いますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|------------|--------------|
| 1 得られている | 4 知識や情報は必要ない |
| 2 ほぼ得られている | 5 わからない |
| 3 得られていない | |

問28 食品の安全性は向上していると思いますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 向上している | 3 向上していない |
| 2 少しは向上している | 4 わからない |

【栃木の郷土の食について】

「食」は、多くの人の関心を得られやすく、地域資源として活用されることで観光における誘客効果なども期待できます。県では、地域の魅力づくりにつながるような「新たな郷土の食づくり」の取組を進めていく予定です。

問29 今後つくりあげていく「新たな郷土の食」には、どのような要素が重要だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

- | |
|---------------------------|
| 1 健康・栄養に配慮したものであること |
| 2 地域の食材を使ったものであること |
| 3 地域の伝統や歴史、行事にちなんだものであること |
| 4 独創的で他では見られないものであること |
| 5 手軽に調理できるものであること |
| 6 その他 () |

問30 「新たな郷土の食」は、どのように創出するのが良いと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

- | |
|--|
| 1 飲食店、料理人が発案したものをコンテスト等で選出する |
| 2 個人の発案を広く募集し、コンテストで選出する |
| 3 地域住民、生産者、飲食店等関係者が一緒に地域の特色の理解を深めながら創出する |
| 4 有名シェフに創出してもらう |
| 5 料理研究家等の専門家に創出してもらう |
| 6 その他 () |

問31 「新たな郷土の食」を地域に浸透させていくためには、どうすればよいと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

- | |
|------------------------|
| 1 複数の飲食店で共通メニューとして提供する |
| 2 各家庭で作られるようレシピを公開する |
| 3 レトルト食品やお弁当などに商品化する |
| 4 学校給食で提供する |
| 5 その他 () |

[栃木県の景観まちづくりについて]

本県には、山や川が織りなす自然景観、広がりのある田園風景、人々が集う新旧様々な都市景観など、色々な景観があります。これらの景観を思い浮かべながら質問にお答えください。

問32 あなたは、いまお住まいの地域の景観に関心がありますか。次の中から1つ選んでください。

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 大いに関心がある | 3 あまり関心がない | 5 わからない |
| 2 多少は関心がある | 4 全く関心がない | |

問33 あなたの身近な景観は、どのように変化していると感じていますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 良くなっている | 3 悪くなっている |
| 2 変わらない | 4 わからない |

問34 景観を悪くするものは、どのようなものだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- | |
|--|
| 1 自然・田園の背景に対して不調和な建築物や工作物（※1） |
| 2 社寺や城跡などの歴史的な雰囲気を損なう建築物や工作物 |
| 3 温泉や牧場などの観光地の雰囲気を損なう建築物や工作物 |
| 4 まち並みに対して違和感や繁雑感を放つ建築物や工作物 |
| 5 街道沿いを雑然とした雰囲気にする沿道建築物（※2）や工作物 |
| 6 街道沿いを繁雑な雰囲気にする屋外広告物（看板） |
| 7 周辺の景観に対して違和感を放つ物品（※3）の集積や貯蔵 |
| 8 自然・田園の景観を損なう造成地の法面（斜面）や擁壁 |
| 9 自然・田園の景観を損なう鉱物採掘や土石採取の場 |
| 10 その他（ ） |
- ※1：煙突、鉄塔、柵や塀など
※2：街道に立地するサービス店舗など
※3：コンテナやスクラップ類など

問35 景観を良くするために、誰が主体的に取り組むべきだと思いますか。次の中から2つ選んでください。

- | | |
|------------------------|---|
| 1 個人や会社などの建物の所有者 | 4 地方公共団体（県・市町村） |
| 2 建築士や建築業者など | 5 国 |
| 3 地域の住民や町内会・自治会、管理組合など | 6 その他（ ） |
| | 7 わからない |

問36 県内の景観づくりを進めていくために、行政としては特に何に力を入れるべきだと思いますか。
次の中から3つまで選んでください。

- 1 それぞれの「地域の景観づくりに視点を置いた公共事業」を進める
- 2 県民の景観への理解を深め、意識を高めるための「啓発・広報活動」を行う
- 3 景観を損ねている建築物や工作物に対する「規制・誘導」を進める
- 4 景観を損ねている屋外広告物（看板）に対する「規制・誘導」を進める
- 5 県民が共有できる景観づくりの「ルール」をつくる
- 6 県民が景観づくりに参加（学習・研究や実践）できるような「しくみ」をつくる
- 7 景観づくりに取り組む団体などへの「支援（情報提供・情報交換や交流など）」を進める
- 8 県を代表する「重要な景観（自然・まち並み・眺望など）の保全」に努める
- 9 その他（)
- 10 わからない

【犯罪と治安対策について】

問37 あなたは、県内の治安についてどう感じますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 良い | 4 どちらかといえば悪い |
| 2 どちらかといえば良い | 5 悪い |
| 3 どちらともいえない | 6 わからない |

問38 あなたは、どのような犯罪に不安を感じますか。次の中からいくつでも選んでください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 子どもに対する犯罪 | 9 家に侵入する強盗、窃盗犯罪 |
| 2 女性に対する犯罪 | 10 屋外でのひったくりなど強盗、窃盗犯罪 |
| 3 高齢者に対する犯罪 | 11 薬物乱用事件 |
| 4 金融機関、コンビニ等に対する強盗事件 | 12 振り込め詐欺事件 |
| 5 少年による凶悪、粗暴事件 | 13 インターネット利用犯罪 |
| 6 外国人による犯罪 | 14 その他 |
| 7 暴力団による犯罪 | () |
| 8 暴走族による犯罪 | 15 特にない |

問39 あなたは、公共空間における防犯カメラの設置についてどのように思いますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 安全・安心の確保のために設置されることが望ましい
- 2 どちらかといえば安全・安心の確保のために設置されることが望ましい
- 3 どちらかといえばプライバシー尊重のために設置されないことが望ましい
- 4 プライバシー尊重のために設置されないことが望ましい
- 5 その他（)

問40 犯罪の発生や防犯に関して、あなたは、警察からどのような内容の情報提供を望みますか。
次の中からいくつでも選んでください。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 県内の犯罪発生状況 | 6 子どもや女性に対する声かけ事案 |
| 2 警察署単位の犯罪発生状況 | 7 防犯上のアドバイス |
| 3 交番・駐在所単位の犯罪発生状況 | 8 防犯ボランティアの活動紹介 |
| 4 市町や大字単位の犯罪発生状況 | 9 その他 |
| 5 犯人の検挙や事件の解決に関する情報 | () |

問41 あなたが、交番や駐在所の警察官に特に力を入れてほしい活動は何ですか。次の中からいくつでも選んでください。

- | |
|-------------------------------|
| 1 パトロール活動 |
| 2 交番、駐在所における在所活動 |
| 3 巡回連絡等で家庭等を訪問し、住民の意見や要望を聞く活動 |
| 4 交番前や交差点等に立っての警戒活動 |
| 5 事件・事故の発生や被害防止上のアドバイスなどの広報 |
| 6 地域で発生した事件の検挙 |
| 7 交通違反の取締り |
| 8 防犯講話、交通講話等の開催 |
| 9 防犯ボランティア活動への参加や支援 |
| 10 その他 () |

問42 高齢者が交通事故の当事者になる割合が増えていますが、高齢者の事故を防止するため、あなたは何かが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- | |
|---|
| 1 高齢者に対する、参加体験型の交通安全教育の実施 |
| 2 高齢者に対する反射材の配布 |
| 3 ボランティア等による高齢者宅への訪問指導 |
| 4 高齢者関連施設等におけるワンポイントアドバイスの実施 |
| 5 高齢者の自転車ヘルメット着用の推進 |
| 6 「3S運動」(※)等、高齢者に対する保護意識を高める活動の推進 |
| 7 高齢者以外の方に高齢者の特性を理解してもらうための交通安全教育の実施 |
| 8 交通事故に遭う恐れのある高齢歩行者を見かけたら、すぐに110番通報すること |
| 9 その他 () |
| 10 わからない |

※3S(スリーエス)とは、SEE(見る)、SLOW(減速する)、STOP(止まる)の頭文字をとったものです。

問43 あなたは、自転車の安全利用を促進するために、必要なことは何だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- | | | |
|----|--------------------------------|---|
| 1 | 自転車に係る交通ルールの周知 | |
| 2 | 自転車利用者に対する参加体験型の交通安全教育の実施 | |
| 3 | 街頭における自転車利用者に対する広報啓発活動 | |
| 4 | 自転車利用者に対する反射材の配布 | |
| 5 | 自転車道、自転車通行帯等の通行環境の整備 | |
| 6 | 自転車ヘルメット着用の推進 | |
| 7 | 自転車利用者による交通違反への厳しい取締り | |
| 8 | 自転車に係る罰則の強化 | |
| 9 | 自動車運転者の自転車運転者に対する保護意識を高める活動の推進 | |
| 10 | その他 (|) |
| 11 | わからない | |

問44 飲酒運転の罰則や行政処分が強化されましたが、依然として悪質な飲酒運転は後を絶ちません。飲酒運転を根絶するため、あなたはどのような対策が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- | | | | |
|---|--------------------------|----|-------------------|
| 1 | 夜間検問の強化等徹底した取締り | 6 | 家庭や職場等における話し合い |
| 2 | 車両・酒類の提供者、同乗者等に対する徹底した捜査 | 7 | 酒類提供飲食店等における広報 |
| 3 | 危険運転致死傷罪の積極的な適用 | 8 | アルコール依存症患者等に対する講習 |
| 4 | 飲酒運転の危険性を訴える交通安全教育の実施 | 9 | 更なる罰則等の強化 |
| 5 | 街頭における広報啓発活動 | 10 | その他 (|
| | | 11 | わからない |

【あなたご自身やご家族について】

最後に、お答えいただいたことを統計的に分析するため、あなたご自身やご家族についてお答えください。

F 1 あなたの性別は。

1 男性	2 女性
------	------

F 2 あなたの年齢は、次の中のどれに当てはまりますか。

1 20歳～29歳	3 40歳～49歳	5 60歳～64歳	7 70歳以上
2 30歳～39歳	4 50歳～59歳	6 65歳～69歳	

F 3 あなたの職業は、次の中のどれに当てはまりますか。

(自営・家族従業)		(勤めている)		(無職)	
1 農林漁業	2 商工サービス業・自由業	3 管理職・事務職 ・専門技術職	4 労務職	5 家事	6 その他の無職 ・学生

F 4 あなたの家計を主に支えているのはあなたですか。

1 はい	2 いいえ
------	-------

(F 4で選択肢「2」を選んだ方のみお答えください)

→ F 4-1 あなたの家計を主に支えている方のご職業は、次の中のどれに当てはまりますか。

(自営・家族従業)		(勤めている)		(無職)
1 農林漁業	2 商工サービス業・自由業	3 管理職・事務職・ 専門技術職	4 労務職	5 その他の無職

F 5 あなたのご家族には、65歳以上の方がいらっしゃいますか。あなた自身も含めてお答えください。

1 いる	2 いない
------	-------

F 6 あなたは、栃木県に通算して何年お住みになっていますか。

1 1年未満	4 5年～9年
2 1年～2年	5 10年～19年
3 3年～4年	6 20年以上

F 7 あなたは、栃木県でお生まれになりましたか。

1 はい	2 いいえ
------	-------

F 8 現在、あなたのご住居は、次の中のどれに当たりますか。

1 持家の一戸建	5 民間の賃貸アパート・マンション
2 持家の集合住宅（分譲マンションなど）	6 社宅・官舎
3 借家の一戸建	7 その他
4 公社・公営の賃貸住宅	（ ）

F 9 あなたがお住まいの周囲の環境は、次の中のどれに当たりますか。

1 農山村	3 商店街
2 住宅地	4 その他（ ）

F 10 あなたがお住まいの地域は、次の中のどれに当たりますか。

1 県北地域（大田原市、日光市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町、塩谷町、高根沢町）
2 県央地域（宇都宮市、鹿沼市、真岡市、上三川町、壬生町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
3 県南地域（小山市、栃木市、足利市、佐野市、下野市、野木町、岩舟町）

F 11 あなたがお住まいの住所は、次の中のどれに当たりますか。

1 宇都宮市	2 宇都宮市以外の市	3 町
--------	------------	-----

◎長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。お手数ですが、添付の返信用封筒（切手不要）に入れて、6月17日（月）までにご投函ください。